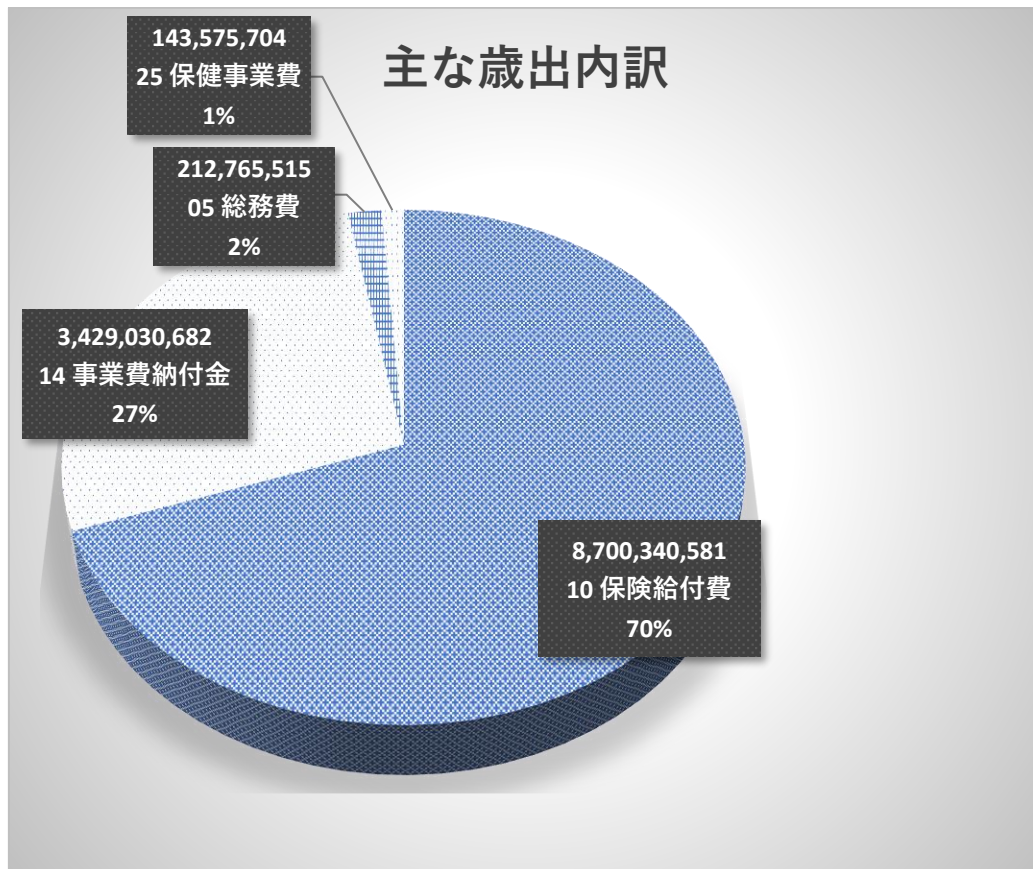


歳出補足説明



主な歳出の内訳は上の円グラフのとおりです。支出の70%を医療給付費である保険給付費が占めています。次いで千葉県に納める事業費納付金が27%、人件費や郵送経費、印刷経費等の総務費が2%で、特定健康診査等を実施する保健事業費が1%です。

令和3年度決算額、令和2年度決算額との増減額、主要な事由について説明します。

5款 総務費

人件費、事務費、システム改修費、国保運営協議会の経費等です。

決算額 2億1,276万5,515円（△943万8,875円）

人件費571万5,183円、システム改修費492万9,100円の減少等です。

10款 保険給付費

医療に係る保険者負担分等の費用です。

決算額 87 億 34 万 581 円（+2 億 5,532 万 4,451 円）

令和2年度が新型コロナウイルス感染の影響と考えられる受診控えがあったと考えられること、人数の多い団塊の世代が70歳から74歳の医療費がかかる「前期高齢者」を占めたこと等の理由により増加したと考えています。

14款 国民健康保険事業費納付金

国保広域化により始まった千葉県への納付金です。医療給付費と見込まれる金額のうち国、県の補助金を除いた金額を県に納付します。広域化前は医療給付費のうち国、県の補助金を除いた金額を国民健康保険税として市が被保険者から徴収していました。

おおむね金額の計算方法に違いはありませんが、これまでは単年度で不足（いわゆる赤字）が発生すると基金の取り崩しをしたり、市の一般財源から補填する必要がありました。

広域化によりその年度の医療給付費分は県から交付されるため、次年度以降で計画的に均衡を図ることができるようになりました。

決算額 34 億 2,903 万 682 円（△658 万 5,430 円）

納付金は前年度までの医療費実績、被保険者の収入額実績等に基づき千葉県が算定しています。令和2年度、令和3年度も新型コロナウイルス感染症の医療給付費への影響を想定せずに算定しているため、被保険者の減少予測により減少したためです。

20款 共同事業拠出金

平成20年度に終了した「退職者医療制度」について、経過措置により遡って適用させる必要がある被保険者がいるため、国民健康保険団体連合会を通じて適用候補者リストを作成するための費用です。

決算額 211 円（△1,244 円）

経過措置が適用される対象者は平成27年3月31日までに条件を満たした者であるため、対象者数が減少していることによります。

25款 保健事業費

特定健康診査、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等、被保険者の衛生、保健向上を図る事業の費用です。

決算額 1億4,357万5,704円（△2万2,618円）

特定健診等事業費が△747万922円、短期人間ドック助成事業が+742万9,516円となったことが主な要因です。

特定健康診査については受診者は8,525名で前年度より346名減少しました。また、単価の高い個別健診（医療機関での受診）が減少したこと等により合計金額は減少しました。

短期人間ドック助成事業については、1,460件で前年度より205件増加しており、令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受検控えからある程度回復したからと考えます。

30款 基金積立金

国民健康保険特別会計財政調整基金に積立てるほか、基金の運用から生じる益金及びふるさと応援寄附金のうち使途を国民健康保険財政調整基金への積立てとした寄附金を基金に編入します。

決算額 22万3,847円（△33万416円）

ふるさと応援寄附件数が14件54万2,000円から5件21万7,000円に減少したためです。

40款 諸支出金

国民健康保険税の過誤納付への還付金、実績報告により過大交付が判明した国県交付金等への返還金です。

決算額 1,502万9,207円（△1,294万6,714円）

国民健康保険税の還付金が減少（△799万4,714円）したこと及び県への返還金が減少（△495万2,000円）によります。

4 5 款 予備費

補正予算では対応できないような支出に対応するための費用です。

決算額 0 円（増減なし）